

耐震診断の結果の公表に関する補足説明

■耐震診断の結果の公表の項目について

耐震診断の結果の公表例及び対応する附表の例

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	〇〇室 〇〇棟 〇〇特別教室棟	〇〇市〇〇 1-1-1	小学校	5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.29 Is/Iso=1.02 Is/Iso=1.14	CruSo=0.51 CruSo=0.37 CruSo=0.59		〇〇

附表（耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価）

耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I 大規模の地震※1の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	II 大規模の地震※1の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	III 大規模の地震※1の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso<0.5又はCru・So<0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ0.3・Z・G・U≦Cru・So
7 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充て材の場合 Is/Iso<0.5又はCru・SD<0.125・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ0.25・Z・G・U≦Cru・So

① 耐震診断の方法の名称

耐震診断とは、地震に対する安全性を評価することです。耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断は、平成18年国土交通省告示第184号の別添及び平成31年国住指第3209号の技術的助言の別表に記載された方法により行うこととなっており、耐震診断の結果の報告書に記載された耐震診断の方法を記載しています。

② 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果

- ・構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性は、附表（耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価）に照らし合わせることにより、I、IIまたはIIIに区分されます。
- ・報告を受けた建築物がエキスパンションジョイントなどで構造上分離され、分離された部分ごとに耐震診断を行っている場合には、それぞれの耐震診断の方法と耐震診断の結果を記載しています。
- ・報告を受けた建築物が1つの棟で異なる方針の耐震診断を行っている場合には、それぞれの耐震診断の方法と耐震診断の結果を記載しています。
- ・建築物の耐震改修工事が完了している場合には、補強設計時の耐震診断の結果を記載しています。

③ 耐震改修等の予定

耐震改修や建替えなどの工事を行う予定がある建築物については、報告内容に基づき、その内容及び実施時期を記載しています。また、報告書に記載が無い場合には、「-」と記載しています。

④ 備考

- ・所管行政庁が必要と認めた事項及び報告書に記載された事項を記載しています。

<その他>

※府中市役所にあつては、「国の官庁施設の耐震診断・改修基準」に基づく「災害応急対策活動に必要な施設」であるため、Iso=0.75、Z=1.0、Rt=1.0、G=1.0、U=1.25として診断しています。

※各小学校・中学校にあつては、「東京都震災対策条例」における「被災者の一次収容施設」であるため、Iso=0.75として診断しています。

※その他の建築物にあつては、1次診断ではIso=0.8、2次及び3次診断ではIso=0.6、その他係数はZ=1.0、Rt=1.0、G=1.0、U=1.0として診断しています。

※「建築物の名称」欄について、個人住宅等の場合「〇邸」で記載しています。

■耐震診断の結果の公表内容の更新について

公表内容は、建築物の耐震改修が行われたことなどにより状況に変化があり、当該建築物の所有者からの変更後の耐震診断の結果の報告書を受理後、その内容を変更します。

また、対象建築物が除去された場合などは削除します。